

鹿児島県知事
伊藤 祐一郎 様

2011 (平成23) 年11月16日

鹿児島県児童クラブ連絡協議会
会長 加来宗暁
(高陵寺学童クラブ)
事務局/青葉児童クラブ 霧島市国分重久 2105-1
TEL/FAX 0995-45-7800

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量的拡大・質的拡充を図るために 2012 (平成24) 年度鹿児島県予算等についての要望書

御職におかれましては、日頃より学童保育事業（放課後児童健全育成事業）の発展のためにご尽力いただき、敬意を表します。

さて、

対象年齢は異なりますが保育園と同じような役割・目的を持つ学童保育は、1998年に児童福祉法に位置づけられて13年が経ったものの、未だに公的責任があいまいです。特に、現状では市町村の責任が「利用の促進の努力義務」にとどまっており、最低基準はなく（「放課後児童クラブガイドライン」があるだけです）、奨励的な補助金となっているため、条件整備はなかなか進んでいません。

いま、地域において所得格差と貧困が広がるなかで、子育てに悩む親や待機児童も急増してきています。そして、子どもの発達保障と保護者の就労保障としての学童保育のニーズは高まってきています。

学童保育は、2011年5月現在、1564市町村に2万204か所があり、利用児童数は81万9622人となりました（全国連協調査）。1998年に児童福祉法に位置づけられて（法制化）以後の12年間で施設数は2倍、入所児童数は2.4倍に増えています。入所児童数は、昨年と比べて2万2901人増えました。

2011年度に保育所を卒園して小学校に入学した児童数は約48万人に対して、学童保育に入所した新1年生は約28万人です。母親が働いている低学年児童は6割以上であり、年々増え続けていることから比べると、学童保育が必要なのに入所できない子どもたちがたくさんいること、「潜在的な待機児童」が増えていると推測されます。

学童保育を拡充することは、仕事と子育ての両立支援、少子化対策としてもたいへん重要な課題です。必要なことは、子どもの発達と保護者の生活・就労を同時に保障する公的保育の社会基盤を整備することです。

鹿児島県内においては、2011年5月1日現在、県内19市・19町 計38市町 345か所で昨年比30増、在所児童数は、11,875人（昨年比1,028人増）となっています。運営形態も保育園が設置者であったり、保護者が運営委員会を立ち上げて運営している児童クラブであったりと様々です。

県内の学童保育（児童クラブ）は、まだまだたくさんの課題を抱えています。

①小学校区にない地域がある。（地域間格差がある。）②生活の場にふさわしい施設・設備となっていない。③指導員の雇用・労働条件が安定したものとなっていない。④公的責任があいまい。（ガイドライン策定の自治体が少ない。）⑤予算措置が曖昧で、補助金もたいへん少ない。（大多数の民間児童クラブ（学童保育所）が厳しい財政運営を余儀なくされている。）⑥障害児学童保育（特別支援学校放課後児童対策事業）は通常の学童保育以上の困難を抱えている。

これらの課題の解決と公的責任による制度の抜本的な拡充をはかるため、2012（平成24）年度鹿児島県予算編成において、下記の諸事項を実現していただきますようお願い申し上げます。

記

一、適正規模の学童保育を実現するために、自治体（県や市町村）が学童保育の新設・分離費用を予算化し、すべての学童保育に補助金が出るように予算措置をはかってください。

- (1) 地域間・規模間格差を解消するための予算措置をはかること。
5人以下の小規模施設への助成基準を策定すること。
- (2) 県内の全ての自治体が、国が作成したガイドラインを踏まえて学童保育の設置・運営基準をつくるよう働きかけること。
- (3) 既存施設（学校の余裕教室等）の改修による放課後児童クラブ室の設置や、大規模クラブの解消を図り適正規模の学童保育の実現のため、放課後子ども環境整備等事業費を活用できるようにすること。
- (4) 民間施設借用の学童保育への家賃補助を予算化すること。
- (5) 財政難を理由に、補助基準額の減額を行わないこと。
- (6) 学童保育の専用施設の設置を基本として、児童館や余裕教室、その他の公共施設など地域の社会資源を活用して施設を確保すること。

二、児童福祉法を改正し、市町村の実施責任を明確にして、運営の安定性・継続性を保障する制度に拡充するよう国に働きかけてください。

- (1) 学童保育を児童福祉施設として位置づけ、「公的責任」「最低基準」「財政措置」を明確になるように、児童福祉法および関係令を改正すること。
- (2) 市町村の実施責任を明確にし、「必要としている児童が、入所できるよう条件整備を図ること」を義務づける制度とすること。
- (3) 公的責任を放棄する安易な民営化や、学童保育の運営には定管理者制度は導入しないこと。事業の安定性・継続性が確保できない民間企業の参入等が可能となる制度としないこと。
- (4) 国の補助金制度としては、現在の奨励的な補助ではなく、市町村に対する国庫負担金とする制度とすること。
- (5) 地方自治体の負担軽減のために国の負担率を大幅に引き上げることや特別な財政措置を図ること。

三、自治体の責任のもとに、指導員を確保するための研修の場をつくり、行政責任を明確にしてください。

四、発達障害児等の受け入れのさらなる推進をはかるため、必要なすべてのクラブにおける障害児受け入れ体制の強化をしてください。

- (1) 県は障害児入所の促進をはかるとともに、障害児入所に際しての指導員増員に伴う具体的な予算措置をとること。（いくつかの市町村は独自で補助金を支出しているところもある。）
- (2) 障害児加算は、常勤指導員の人件費分で計算するとともに、障害児の人数や障害の程度に応じて加配人数を増やせるよう、指導員の加配基準を定め、加配人数に応じた補助単価にすること。

五、「子ども・子育てビジョン」に示されているように、学童保育の量的な拡大、質的な拡充を確実に図ってください。

- (1) 「子ども・子育てビジョン」で掲げた学童保育の整備目標を着実に実現すること。
- (2) 「放課後児童クラブガイドライン」を見直し、充実すること。

六、「放課後子どもプラン」は、二つの事業の「一体化」ではなく、それぞれの事業の拡充と連携を進めるものに見直してください。

- (1) 「放課後子ども教室」等との「一体的運営」ではなく、それぞれの拡充を図ること。
- (2) 放課後の児童対策は二つの事業に限らず、総合的なものとして推進すること。

【参考資料】

〔1〕鹿児島県学童保育の設置推移（全国平均との比較）

（全国学童保育連絡協議会調査、2011年5月）

	鹿児島県					全国計(全国学童保育連絡会調べ)				
	学童保育数	小学校数	設置率	学童保育入所児童数	学童保育のある自治体数	学童保育数	小学校数	設置率	学童保育入所児童数	学童保育のある自治体数
1999年	126	609	20.7%	2,585	40	10,231	24,295	42.1%		1,579
2000年	143	609	23.5%		45	10,976	24,188	45.4%		1,740
2002年	196	610	32.1%	4,799	55	12,825	23,964	53.5%		2,147
2003年	214	610	35.1%	5,403	62	13,797	23,808	58.0%	538,100	2,310
2004年	247	610	40.5%		72	14,678	23,633	62.1%		2,428
2006年	258	609	42.4%	8,777	40	15,858	23,123	68.6%	683,476	1,617
2007年	273	606	45.0%	9,866	38	16,652	22,878	72.8%	744,545	1,619
2008年	290	604	48.0%	10,216	36	17,495	22,693	77.1%	786,883	1,624
2009年	291	580	50.2%	10,386	38	18,475	22,476	82.2%	801,390	1,621
2010年	315	574	54.9%	10,847	37	19,744	22,258	88.7%	804,309	1,593
2011年	345	571	60.4%	11,875	38	20,204	22,000	91.8%	819,622	1,564

註1)学童保育のある自治体数は、2005年を前後として、自治体合併により減少している。

註2)設置率とは、小学校数と学童保育数の比較。

〔2〕市町村ごとの設置率推移

市町村名	2003年			2007年			2009年			2010年			2011年		
	学童保育数	小学校数	設置率	学童保育数	小学校数	設置率	学童保育数	小学校数	設置率	学童保育数	小学校数	設置率	学童保育数	小学校数	設置率
鹿児島市	57	80	71.3%	71	80	88.8%	78	80	97.5%	79	80	98.8%	90	80	112.5%
鹿屋市	17	31	54.8%	18	31	58.1%	18	31	58.1%	20	31	64.5%	21	28	75.0%
枕崎市	3	5	60.0%	3	5	60.0%	3	5	60.0%	4	5	80.0%	4	5	80.0%
阿久根市	6	9	66.7%	7	9	77.8%	6	9	66.7%	6	9	66.7%	7	9	77.8%
出水市	6	14	42.9%	10	14	71.4%	10	14	71.4%	10	14	71.4%	10	14	71.4%
指宿市	8	12	66.7%	10	12	83.3%	14	12	116.7%	14	12	116.7%	14	12	116.7%
西之表市	1	12	8.3%	1	11	9.1%	2	11	18.2%	2	11	18.2%	2	11	18.2%
垂水市		8		1	8	12.5%	1	8	12.5%	2	8	25.0%	2	8	25.0%
薩摩川内市	8	47	17.0%	9	47	19.1%	11	46	23.9%	14	45	31.1%	15	45	33.3%
日置市	7	19	36.8%	13	19	68.4%	13	19	68.4%	13	19	68.4%	13	19	68.4%
曾於市	10	20	50.0%	13	20	65.0%	13	20	65.0%	12	20	60.0%	10	20	50.0%
霧島市	21	34	61.8%	23	34	67.6%	27	34	79.4%	30	34	88.2%	31	35	88.6%
いちき串木野市	3	10	30.0%	4	10	40.0%	4	10	40.0%	4	9	44.4%	4	9	44.4%
南さつま市	6	22	27.3%	6	22	27.3%	7	22	31.8%	7	19	36.8%	7	19	36.8%
志布志市	9	18	50.0%	10	18	55.6%	9	17	52.9%	13	17	76.5%	15	16	93.8%
奄美市	6	21	28.6%	8	21	38.1%	7	21	33.3%	6	21	28.6%	6	21	28.6%
頰娃娃市	5	7	71.4%	5	7	71.4%									
川辺町	2	7	28.6%	5	7	71.4%	9	21	42.9%	10	21	47.6%	22	21	104.8%
知覧町	4	7	57.1%	2	7	28.6%									
大口市	3	11	27.3%	6	11	54.5%	11	16	68.8%	11	16	68.8%	11	16	68.8%
菱刈町		5		4	5	80.0%									
始良町	4	8	50.0%	5	8	62.5%	7	8	87.5%						
加治木町	4	5	80.0%	5	5	100.0%	5	5	100.0%	15	16	93.8%	16	16	100.0%
蒲生町	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	3	66.7%						
三島村		4			4		0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%
十島村		7			7		0	7	0.0%	0	7	0.0%	0	7	0.0%
長島町		11		2	11	18.2%	3	11	27.3%	7	11	63.6%	7	11	63.6%
さつま町	7	15	46.7%	4	15	26.7%	4	15	26.7%	4	14	28.6%	4	14	28.6%
湧水町	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%	2	5	40.0%
南大隅町	1	11	9.1%	2	11	18.2%	2	10	20.0%	2	10	20.0%	2	10	20.0%
肝付町	1	7	14.3%	6	7	85.7%	2	7	28.6%	6	7	85.7%	6	6	100.0%
錦江町	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%
東串良町		2		2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
大崎町	2	7	28.6%	3	7	42.9%	4	6	66.7%	4	6	66.7%	4	6	66.7%
南種子町	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%
中種子町		7			7		0	7	0.0%	0	7	0.0%	0	7	0.0%
屋久島町		9		1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	9	11.1%
大和村		5			5		0	5	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%
宇検村		4			4		0	4	0.0%	0	4	0.0%	0	4	0.0%
瀬戸内町		16		1	16	6.3%	1	12	8.3%	1	15	6.7%	1	14	7.1%
龍郷町		7			7		1	7	14.3%	1	7	14.3%	1	7	14.3%
喜界町		9			9		1	9	11.1%	1	9	11.1%	1	9	11.1%
徳之島町	2	9	22.2%	2	9	22.2%	3	8	37.5%	3	8	37.5%	3	8	37.5%
天城町		6			6		0	6	0.0%	1	4	25.0%	1	6	16.7%
伊仙町	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%	1	8	12.5%
和泊町		4			4		1	4	25.0%	1	4	25.0%	1	4	25.0%
知名町		5			5		0	5	0.0%	0	5	0.0%	1	5	20.0%
与論町	1	3	33.3%	1	3	33.3%	1	3	33.3%	1	3	33.3%	2	3	66.7%
計	214	610	35.1%	273	606	45.0%	291	580	50.2%	315	574	54.9%	345	571	60.4%

〔3〕全国比較一運営形態・開設場所

【設置場所】

開設場所	全国調査	割合	2007年比	備考	鹿児島県	割合	備考
学校施設内	10,362	51.3%	3.7%	余裕教室活用(5,249) 学校敷地内の独立専用施設(4,116) 校舎内の学童保育専用室(548) その他の学校施設を利用(449)	72	20.9%	余裕教室活用(38) 学校敷地内の独立専用施設(31) 校舎内の学童保育専用室(1) その他の学校施設を利用(2)
児童館内	2,686	13.3%	-2.5%	児童館・児童センター内の専用室	11	3.2%	児童館・児童センター内の専用室
学童保育専用施設	1,623	8.0%	0.6%	学校外にある独立専用施設	49	14.2%	学校外にある独立専用施設
その他の公的施設	1,885	9.3%	-1.5%	公民館内(537) 公立保育園内(142) ・幼稚園内(173) その他の公的な施設内(1,033)	30	8.7%	公民館内(13) 公立保育園内(4) ・幼稚園内(2) その他の公的な施設内(11)
法人等の施設	1,348	6.7%	0.0%	私立保育園や社会福祉法人の施設内	115	33.3%	私立保育園や社会福祉法人の施設内
民家・アパート	1,298	6.4%	-0.9%	父母会が借りたアパート・借家など	27	7.8%	父母会が借りたアパート・借家など
その他	1,002	5.0%	0.6%	自治会集会所・寺社など	41	11.9%	自治会集会所・寺社など
合計	20,204	100.0%			345	100.0%	

(全国学童保育連絡協議会調査、2011年5月)

(鹿児島県実施状況、2011年調査)

【運営主体】

運営主体	全国調査	割合	2007年比	備考	鹿児島県	割合	備考
公立公営	8,179	40.5%	-3.7%	市町村が直営している	12	3.5%	市町村が直営している
社会福祉協議会	2,124	10.5%	-0.8%	半数は行政からの委託(1086か所)	19	5.5%	行政からの委託(9か所)、補助(2か所)、代行(8か所)
地域運営委員会	3,671	18.2%	1.4%	多くが行政からの委託(2502か所)	136	39.4%	行政からの委託(107か所)、補助(29か所)
父母会・保護者会	1,447	7.2%	-1.8%	行政からの委託が多い(871か所)	13	3.8%	行政からの委託(3か所)、補助(7か所)、なし(3か所)
法人等	4,402	21.8%	5.4%	私立保育園(1119か所)、私立幼稚園(253か所) 保育園を除く社会福祉法人(643か所) 保護者等がつくるNPO法人(1082か所) 民間企業(265か所) その他(1040か所)	158	45.8%	私立保育園(109か所)、私立幼稚園(16か所) 保育園を除く社会福祉法人(21か所) 保護者等がつくるNPO法人(6か所) 民間企業(1か所) その他(5か所)
その他	381	1.9%	-0.5%		7	2.0%	
合計	20,204	100.0%			345	100.0%	

(全国学童保育連絡協議会調査、2011年5月)

(鹿児島県実施状況、2011年調査)

〔4〕公的責任に関して、

①2011年5月1日現在学童保育実施調査／鹿児島県内児童クラブの運営形態

運営形態	2010年		2011年	
	件数	割合	件数	割合
公 営	15	4.8%	12	3.5%
公社社会福祉協議会	9	2.9%	8	2.3%
公社社会福祉協議会	1	0.3%	2	0.6%
公社社会福祉協議会	10	3.2%	9	2.6%
運営委員会	90	28.6%	107	31.0%
運営委員会	21	6.7%	29	8.4%
運営委員会	0	0.0%	0	0.0%
父母会(保護者会)	1	0.3%	3	0.9%
父母会(保護者会)	9	2.9%	7	2.0%
父母会(保護者会)	2	0.6%	3	0.9%
父母会(保護者会)	0	0.0%	0	0.0%
法人	101	32.1%	101	29.3%
法人	41	13.0%	41	11.9%
法人	9	2.9%	16	4.6%
法人	0	0.0%	0	0.0%
その他	6	1.9%	7	2.0%
	315	100.0%	345	100%

※運営委員会とは、地域の役職者(学校長、自治会長、民生・児童委員など)と父母会(保護者会)の代表などで構成し、行政からの補助金の受け皿となって事業を運営する方式

※委託:学童保育運営者と契約を交わし、国県補助金により運営。
補助:学童保育運営者と契約は交わさず、運営費の一部を国県補助金で助成する。

※代行は、「指定管理者制度」を含む

②2011年5月1日現在学童保育実施調査／鹿児島県内児童クラブの開設場所

開設場所	2010年		2011年	
	件数	割合	件数	割合
学校敷地内の学童保育専用施設	31	9.8%	31	9.0%
校舎内の学童保育専用施設	2	0.6%	1	0.3%
余裕教室(空き教室)を利用	32	10.2%	38	11.0%
余裕教室以外の学校施設を利用	3	1.0%	2	0.6%
児童館・児童センター内	9	2.9%	11	3.2%
学校敷地外の公設で学童保育専用施設	52	16.5%	49	14.2%
公民館内	7	2.2%	13	3.8%
公立保育所内	5	1.6%	4	1.2%
公立幼稚園内	1	0.3%	2	0.6%
その他の自治体の所有の施設内	10	3.2%	11	3.2%
社会福祉協議会や公社等が設置した施設内	2	0.6%	0	0.0%
私立保育園内	96	30.5%	105	30.4%
その他の社会福祉法人が設置した施設内	9	2.9%	10	2.9%
父母が建てた専用施設	0	0.0%	0	0.0%
アパート・マンションの一室を利用	0	0.0%	0	0.0%
民家を借用	14	4.4%	19	5.5%
神社・寺院を利用	2	0.6%	2	0.6%
町内会・自治会・団地の集会所	3	1.0%	6	1.7%
その他	37	11.7%	41	11.9%
	315	100.0%	345	100.0%

市町村の関与の仕方	2010年	2011年
	割合	割合
公立公営で実施	4.8%	3.5%
委託事業 //	63.9%	63.7%
補助事業 //	22.9%	22.9%
代行・指定管理者制度 //	3.2%	2.6%
補助なし //	3.5%	5.5%
その他	1.9%	2.0%
合計	100.2%	100.2%

〔5〕全国調査に見る公的な関与と責任

- ①保育料の負担額
- ②保育料の減免制度

増えている保育料負担

月額保育料額	03年調査	07年調査
5000円未満	49.1%	41.8%
5000円～10000円未満	40.3%	46.4%
10000円～15000円未満	9.4%	10.1%
15000円以上	1.2%	1.7%

(全国学童保育連絡協議会、2007年調査)

市町村として保育料の減免があるか

保育料の減免の有無	割合
減免がある	50.7%
減免はない	48.0%
その他	1.3%
合計	100.0%

(同左)

- ③指定管理者制度

	2007年調査	2010年調査	2011年調査
社会福祉協議会に代行	645	901	1003
地域運営委員会に代行	166	202	198
父母会に代行	110	117	84
法人等に代行	498	718	886
合計数(全体数との比率)	1419(8.5%)	1938(9.8%)	2171(10.78%)

(全国学童保育連絡協議会調査、2011年5月)

〔6〕登録児童(学年別)と規模別の学童保育の推移

	全国調査(全国学童保育連絡協議会調べ)				鹿児島県(鹿児島県児童クラブ連絡協議会調べ)			
	2003年調査	2007年調査	2010年調査	2011年調査	2003年調査	2007年調査	2010年調査	2011年調査
1年生	38.4%	35.9%	35.2%	283,615(34.6%)		37.9%	40.2%	4,517(38.2%)
2年生	31.4%	31.4%	31.2%	252,261(30.8%)		29.8%	30.1%	3,589(30.2%)
3年生	22.0%	22.9%	23.2%	190,505(23.2%)		21.0%	19.4%	2,434(20.5%)
4年生	4.2%	5.5%	6.0%	53,890(6.6%)		5.9%	6.4%	806(6.8%)
5年生	1.9%	2.4%	2.6%	22,841(2.8%)		2.7%	1.8%	302(2.5%)
6年生	1.1%	1.4%	1.5%	13,273(1.6%)		1.2%	1.1%	137(1.2%)
その他	1.0%	0.5%	0.3%	3,237(0.4%)		1.6%	1.0%	92(0.8%)
総計	538,100	744,545	804,309	819,622(100%)		9,866	10,847	11,875

鹿児島県 入所児童数の規模（学童保育数）

児童数	2007年調査	2010年調査	2011年調査	2007年比較
9人以下	12(4.4%)	19(6.0%)	23(6.7%)	2.3%
10人-19人	61(22.3%)	58(18.4%)	70(20.3%)	-8.0%
20人-39人	98(35.9%)	118(37.5%)	130(37.7%)	1.8%
40人-49人	47(17.2%)	55(17.5%)	49(14.2%)	-3.0%
50人-70人	47(17.2%)	60(19.0%)	67(19.4%)	2.2%
71人-99人	5(1.8%)	5(1.6%)	5(1.4%)	-0.4%
100人以上	3(1.1%)		1(0.3%)	-0.7%
合計	273(100%)	315(100%)	345(100%)	

(鹿児島県児童クラブ連絡協議会調査、2011年5月)

〔7〕「しょうがい児」の受け入れ

「しょうがい」児の入所状況	2007年度調査
受け入れ学童保育のある市町村数	約1100市町村(67.7%)
受け入れている学童保育数	約6300か所(37.8%)
受け入れている「しょうがい」児数	約12700人

全国学童保育連絡協議会、2007年調査

	施設数	割合
ア)積極的に受け入れますか?	①受け入れる	37 63.8%
	②受け入れない	17 29.3%
	無回答・不明	4 6.9%
イ)「しょうがい」のある子どもがいますか?	①いる	20 34.5%
	人数	42
	②いない	34 58.6%
	無回答・不明	4 6.9%

(「かごしまの学童ほいく」から 2010年調査)

〔8〕指導員の勤務体制・労働条件

		2003年	2007年
雇用形態	公営の正規職員	7.3%	4.0%
	公営の非正規職員	43.9%	44.2%
	民間運営の正規職員	19.9%	22.6%
	民間運営の非正規職員	28.9%	29.2%
年収	年収150万円未満	50.0%	52.7%
	150万円以上300万円未満	34.5%	38.3%
	300万円以上	15.5%	9.0%
	勤続年数が増えても賃金はあがらない	52.1%	53.3%
労働条件	退職金がない	58.5%	71.3%
	社会保険がない	38.2%	37.5%
	一時金がない	44.8%	58.0%
	時間外手当がない	49.3%	35.4%

(全国学童保育連絡協議会調査)

【鹿児島県内児童クラブの指導員の労働条件】(『かごしまの学童ほいく』から)

4. 賃金形態は、次のどれですか? ■常勤職員の方

	件数	割合
①月給	16	20.3%
②日給月給	5	6.3%
③日給	1	1.3%
④時給	57	72.2%
	79	100.0%

「①月給」と答え た方、どれくらい ですか?		件数	割合
①5万円未満		1	6.3%
②5～10万円未満		1	6.3%
③10～15万円未満		7	43.8%
④15～20万円未満		5	31.3%
⑤20万円以上		2	12.5%
		16	100.0%

※分母は、①回答数16である。

「④時給」と答え た方、どれくらい ですか?		件数	割合
①650円未満		0	0.0%
②650～700円未満		12	21.1%
③700～750円未満		15	26.3%
④750～800円未満		14	24.6%
⑤800円以上		15	26.3%
不明		1	1.8%
		57	100.0%

※分母は、④回答数57である。

ボーナスは?		件数	割合
①ある		35	44.3%
②ない		31	39.2%
③その他		4	5.1%
不明		9	11.4%
		79	100.0%

※分母は、常勤職員79である。

4. 賃金形態は、次のどれですか？ ■パート・非常勤職員の方

	件数	割合
①月給	0	0.0%
②日給月給	2	2.2%
③日給	3	3.4%
④時給	84	94.4%
	89	100.0%
※分母は、パート・非常勤89であり		
「①月給」と答え た方、どれくらい ですか？	①5万円未満	0
	②5～10万円未満	0
	③10～15万円未満	0
	④15～20万円未満	0
	⑤20万円以上	0
「④時給」と答え た方、どれくらい ですか？	①650円未満	2
	②650～700円未満	14
	③700～750円未満	30
	④750～800円未満	8
	⑤800円以上	30
	84	100.0%
※分母は、④回答数84である。		
ボーナスは？	①ある	29
	②ない	54
	③その他	3
	不明	3
	89	100.0%
※分母は、パート・非常勤89であり		
	件数	割合
常勤職員	79	47.0%
パート・非常勤職員	89	53.0%
	168	100.0%

〔9〕補助金—保育所との比較

表 1 1 学童保育の補助金総額234億円は、認可の私立保育所の補助金約3,400億円と比べてもとても少ない

学童保育(2009年度) 補助金総額は234億円		私立保育所(2009年度) 国の補助金は3,400億円		私立保育所と比 べて学童保育は
施設数	1万8475か所	施設数	1万1282か所	約1.6倍
入所児童数	約80万人	入所児童数	約118万人	約3分の2
指導員数	約7万人	保育士数	約18万人	約3分の1
1施設当たりの国庫支出額	約95万円	1施設当たりの国庫支出額	約3014万円	約33分の1
児童1人当たり予算額	約2万2200円	園児1人当たり予算額	約28万8000円	約13分の1

* 公立保育所の国庫支出金は一般財源化されている。
* 1施設当たり、児童一人当たりの金額は、予算額を施設数、児童数で割った数字。

●ある民間の学童保育所の運営費(名古屋市)●

児童数28名 指導員2名(1年目、1.5年目)
施設は、市がプレハブを無償で貸与

	費目	金額
収入	市からの補助金 (国の補助金151.8万円)	329.9 万
	保育料 (1世帯平均月13000円)	458.8 万
	事業収入	28.3 万
	おやつ代	59.8 万
	その他(積立金)	34.8 万
	収入合計	911.6 万
支出	指導員人件費	600.0 万
	福利厚生費	105.0 万
	アルバイト料	121.1 万
	水道光熱費	24.1 万
	教材費	15.6 万
	おやつ代	59.8 万
	電話代	6.9 万
	消耗品費・備品費	14.9 万
	保険料	8.2 万
	支出合計	955.6 万

赤字分は翌年に繰り越し

設備の状況(設置されている割合)(%)

設備	専用設備がある	なにもない
生活室	86.1	2.9
台所設備	62.4	16.9
トイレ	52.6	0.0
電話	76.5	4.1
かばん置き場(個人ロッカー)	94.8	2.6
手洗い場	64.7	1.8
足洗い場	36.2	29.3
静養できる部屋またはコーナー	45.4	32.6
ホールなどの室内の遊び場	22.9	37.8
指導員の事務スペース	56.1	24.7
冷蔵庫	83.1	4.5
緊急時の通報装置	26.6	45.7
クーラー	65.9	23.8

(全国学童保育連絡協議会の2007年実態調査「個別調査」より)